

生活福祉委員長報告

生活福祉委員長 上田 公司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第56号 鳴門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ほか議案2件であります。

当委員会は、9月16日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案3件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第56号 鳴門市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、児童福祉法の改正に伴う乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の本格実施に向け、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を新たに制定するものであります。

委員からは、既存の通園制度との違いについて質疑があり、理事者からは、保育所や認定こども園の利用と比較すると、こども誰でも通園制度は利用児童の対象年齢が6か月から3歳未満までである点や、令和7年度の制度設計では利用時間が月10時間以内と短時間である点、また、本制度は保護者の保育の必要性や利用理由を確認することなく利用することが認められている点等が異なる、との説明がありました。

また、委員からは、想定する利用者について質疑があり、理事者からは、保育所等を利用せず親族に預けて短時間働いている方や在宅で育児をする方など、保育所の利用要件である月48時間以上の就労を満たしていない方が対象である、との説明がありました。

また、委員からは、職員配置基準について質疑があり、理事者からは、保育所の保育士配置基準と同様だが、給食を提供するかどうかは各事業所で選択でき、給食を提供しない場合は調理員の配置は求められていない、また、保育所の空き定員を利用して児童を預かる場合は保育所の職員配置基準に従うものである、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第57号 工事請負契約の締結について（ごみ焼却施設設備修繕工事）」は、ごみ焼却施設設備修繕工事に係る請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、工事後の耐用年数について質疑があり、理事者からは、修繕する2号炉の工事箇所は、クリーンセンター稼働後初めて更新される箇所でこれまで約17年使用しており、工事後は他の機器も修繕が必要だが同程度使用できる見込みである、との説明がありました。

また、委員からは、クリーンセンターへのごみの持ち込み制限について質疑があり、理事者からは、現在も一般の方のごみ持ち込みは規制していないが、大規模修

繕工事の期間中は、緊急性のない粗大ごみなどについては廃棄する時期をずらすよう市民に協力をお願いしたい、との説明がありました。

また、委員からは、工事中的ごみ処理について質疑があり、理事者からは、可燃ごみの一部は県外の処理施設へ搬出し処理を委託する、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第58号 工事請負契約の締結について（鳴門市健康福祉交流センター改修工事のうち建築工事）」は、鳴門市健康福祉交流センター改修事業の建築工事に係る請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。

委員からは、利用者に配慮して手すりの設置はできないか、との質疑があり、理事者からは、健康福祉交流センター改修工事にあたり、バリアフリー法や徳島県ユニバーサルデザイン条例等の基準に基づき手すりやスロープを設置する予定であり、車椅子利用者も使いやすいようにエレベーターの改修にも取り組む、との説明がありました。

また、委員からは、全館上履き利用の予定だが、外とのつながりなどを考慮して再検討すべき、という意見があり、理事者からは、こどもの利用を主に想定して上履き利用を考えているが、バリアフリーの観点やベビーカー利用も考慮し、引き続き指定管理候補者と協議する、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。